

令和5年度第1回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

議事概要

<開催日時> 令和5年6月23日（金）14時00分～15時40分

<開催方法> ウェブ会議（公開）

<出席者>

・OIE 連絡協議会通常メンバー（敬称略、五十音順）

飯塚 修	公益社団法人	日本動物福祉協会	理事
磯部 尚	公益社団法人	畜産技術協会	国際交流部長
内橋 政敏	一般社団法人	Jミルク	専務理事
江口 法生	一般社団法人	日本スーパーマーケット協会	専務理事
小田 茂樹	北海道農政部生産振興局畜産振興課	家畜衛生担当課長	
額額 美千世	特定非営利活動法人	日本消費者連盟	事務局長
近藤 康二	公益社団法人	中央畜産会	専務理事
境 政人	公益社団法人	日本獣医師会	副会長 兼 専務理事
征矢野 茂	群馬県食肉事業協同組合連合会	会長	
筒井 俊之	立命館大学	食マネジメント学部	教授
山根 香織	主婦連合会	常任幹事	

・農林水産省

沖田 賢治	消費・安全局動物衛生課長	
松尾 和俊	消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長	
村井 清和	消費・安全局動物衛生課課長補佐	
眞壁 七恵	畜産局畜産振興課課長補佐	
佐野 光	畜産局食肉鶏卵課係長	他

今回の議事進行役には内橋氏が選出され、議事次第に基づいて事務局から資料の説明を行いました。続けて、令和5年2月に開催されたOIEコード委員会の報告書で提示されたOIEコード改正案の一部等について意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

1. 第90回OIE総会に関する報告

- ・境氏から、鳥インフルエンザのワクチンを使用した上でのゾーニングやコンパートメント主義の実現可能性について疑問を持っており、OIEコードの改正を議論する際には、科学的な根拠に加え、現場の実態を踏まえて議論する必要がある旨発言がありました。事務局からは、現状として、まずは先進国においてワクチン接種を始めるかどうかを検討している段階であり、ワクチン接種と組み合わせたゾーニングやコンパートメント主義について、具体的な議論をしている状況ではない旨回答しました。
- ・筒井氏から、BSEに関するOIEコードが改正され、サーベイランスの規定も変更されたことを受けて、今後のリスクステータスの評価方法について質問がありました。事務局から、近日中にOIEがBSEのサーベイランスに関するガイドラインを公表すること、ステータスについては、来年11月に行われる年次更新から改正コードに基づいた評価が行われるが、実際にOIEが各国から提出されたデータをどのように評価するかについては、特に加盟国に対する情報提供はない旨回答しました。
- ・磯部氏から、鳥インフルエンザに関する動物衛生フォーラムを踏まえた決議に記載されている「地域的要因を考慮した接種計画に沿ったワクチンの使用が推奨されている」の具体的な内容について質問がありました。事務局からは、その国の疫学的背景、発生状況やリソース等の事情を考慮するという意味であると認識している旨回答しました。
- ・瀬戸氏から、薬剤耐性（AMR）に関するOIEコードの改正案に対して加盟国から寄せられたコメントの具体的な内容について質問がありました。事務局からは、今年の9月にコード委員会で議論された後に、加盟国のコメントやそれに対する専門家の反応が共有される予定である旨回答しました。

2. と畜時のアニマルウェルフェア

- ・近藤氏から、我が国の対応案は、海外と異なる日本の現状を考慮したものであり、非常に妥当である旨コメントがありました。
- ・飯塚氏から、日本におけるアニマルウェルフェアの問題点として、①畜産動物の飼養環境を消費者が見る機会が非常に少ないこと、②安い商品を求める傾向があり、生産者及び消費者にアニマルウェルフェアの概念が浸透していないこと、③アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理に関するガイドラインに強制力がない

こと、④畜産動物の飼養から製品化までの各工程を管轄する省庁が異なっており、縦割りになっていることが挙げられました。事務局からは、①については、人を介した動物の感染症の伝播リスクがあり、関係者以外の農場への立ち入りが難しいことに留意が必要であること、③については、現在、国でアニマルウェルフェアに関する指針を作成しており、公表後は、生産者の取り組み状況の確認や目標年の設定等により、指針の着実な実施に取り組むこと、④については、現在も関係省庁と連携しており、今後も継続していきたい旨回答しました。

- ・ 征矢野氏から、現在、と畜場の職員が高齢化しているが、若い世代にと畜の技術を伝達するための具体的な指針やマニュアルがあるのか、質問がありました。事務局から、現時点でそのようなマニュアルはないが、ご意見として承る旨回答しました。
- ・ 瀬瀬氏から、日本と同様の飼養方法を行っている他の国からは、日本が懸念している点と同様のコメントはなかったのか、また、コメントがなかった場合、他国では改正案のとおり対応していくのかとの質問がありました。事務局からは、第3次案については他国からのコメントは確認できなかったこと、他国の正確な情報は把握していないが、基準案に照らして自国の慣行は問題ないと判断し、コメントを提出していない可能性がある旨回答しました。

3. コード委員会の今後の活動計画

- ・ 境氏から、畜産物の輸出入に関して、今後、生産現場から家庭までが一元化された安全対策が重要になると考えており、改正プロセスにおいては、国内制度を踏まえた主張をしてほしい旨コメントがありました。事務局から、今後も国内の諸制度や事情を考慮して、対応していく旨回答しました。
- ・ 磯部氏から、採卵鶏生産システムのアニマルウェルフェアについては、OIE の作業計画から除外されるとのことだが、農水省が作成しているアニマルウェルフェアの指針にどのような影響があるのか質問がありました。事務局から、現時点でOIE から示されている、日本が内容を支持している改正案をベースに国内の指針を作成している旨回答しました。
- ・ 飯塚氏から、農水省がアニマルウェルフェアの指針を作成するにあたって、動物愛護管理法を管轄している環境省との連携は取っているのか質問がありました。事務局からは、意見交換会にオブザーバー参加してもらう等、日頃から環境省と連携を取っている旨回答しました。
- ・ 山根氏から、アニマルウェルフェアの「5つの領域」に関して、日本も積極的に調査や議論を進めてほしいこと、また、と畜等の現場で必要なマニュアルの作成についても早めに着手してほしい旨コメントがありました。事務局から、輸出施設におけるアニマルウェルフェアに関するマニュアルの作成に現在取り組んでい

ることを紹介し、厚労省とも連携を取って進めていきたい旨回答しました。

- ・ 瀬戸氏から、採卵鶏のアニマルウェルフェアについては、消費者の関心も高いため、指針についても、消費者がある程度納得できるような内容にしてほしい旨コメントがありました。事務局から、消費者のニーズ等をしっかりと把握しながら進めていきたい旨回答しました。

(以上)